

	廃金属水銀等	水銀含有ばいじん等	水銀使用製品廃棄物
対象物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物になったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く）</li> <li>・水銀若しくはその化合物が含まれているもの（一般廃棄物を除く。）</li> <li>又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀</li> </ul> ※廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定等は、平成28年4月1日から施行済み。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいのうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を15mg/kgを超えて含有するもの</li> <li>・廃酸又は廃アルカリのうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を15mg/Lを超えて含有するもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の①～③の製品が産業廃棄物となったもの。</li> <li>①「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品</li> <li>②①の製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品</li> <li>③①、②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品</li> </ul>
排出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管は特別管理産業廃棄物の保管基準に従い保管すること。</li> <li>・廃水銀等にあつては、次の措置を講ずること。</li> </ul> ① 容器に入れて密閉する等当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置 ② 高温にさらされないために必要な措置 ③ 腐食の防止のために必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管は産業廃棄物保管基準のとおり。</li> <li>・掲示板には水銀含有ばいじん等は含まれている場合はその旨、記載すること。</li> <li>・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付の際には、産業廃棄物の種類の欄に水銀含有ばいじん等が含まれる旨、及びその数量を記載すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管は産業廃棄物保管基準のとおり。</li> <li>・掲示板には水銀使用製品産業廃棄物は含まれている場合はその旨、記載すること。</li> <li>・水銀含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないようように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。</li> <li>・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付の際には、産業廃棄物の種類の欄に水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨、及びその数量を記載すること。</li> </ul>
収集運搬	【収集・運搬】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別管理産業廃棄物の収集運搬基準に従うこと。</li> </ul>	【収集・運搬】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の収集運搬基準に従うこと。</li> </ul> ※水銀が金属水銀として含まれる場合は蓋つきの容器に入れる、2重に梱包する等、運搬中に揮発した水銀が運搬容器又は梱包から漏れることのないような措置を検討すること。また、高温にさらされないために必要な措置を講ずること。	【収集・運搬】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な収集運搬基準に加え、次のように行うこと。</li> <li>・破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他のものと区分して、収集・運搬すること。</li> </ul>
	【積替保管】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別管理産業廃棄物の保管基準に従って保管すること。</li> <li>・廃水銀等又は廃水銀にあつては、次の措置を講ずること。</li> </ul> ① 容器に入れて密閉する等当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置 ② 高温にさらされないために必要な措置 ③ 腐食の防止のために必要な措置	【積替保管】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の保管基準に従って保管すること。</li> <li>・保管場所に設けるべき掲示板の「廃棄物の種類」の欄には、ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さいのいずれかを記載するとともに、水銀含有ばいじん等が含まれる旨を追記すること。</li> </ul>	【積替保管】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な産業廃棄物の保管基準に加え、その他の物と混合するおそれのないようように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。</li> <li>・保管場所に設けるべき掲示板の「廃棄物の種類」の欄には、水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨を追記すること。</li> </ul>
中間処理	/	/	水銀使用製品産業廃棄物の処分又は再生を行う場合には、水銀又はその化合物は大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。 【選別】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・破損しやすい製品（蛍光灯など）が相互に重ならないように区分するなど万が一破損しても揮発した水銀を吸収・吸着して確実に処理できる機能を有する設備内で行うなど、水銀が大気中に飛散しないようにすること。</li> </ul> 【破碎】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・密閉された設備内で行うなど、水銀が大気中に飛散しないようにすること。</li> </ul> 【保管】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないようように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。</li> </ul>
最終処分	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水銀含有ばいじん等又はその処理物が埋立判定基準を満たす場合は、管理型最終処分場に処分することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水銀使用製品産業廃棄物は、安定型最終処分場に埋め立てないこと。</li> </ul>

※ 斜線の箇所については、本市内に当該処理を行う許可業者が存在しないため掲載していません。詳しい基準については「水銀廃棄物ガイドライン」を参照ください。